

地域生活支援拠点等の整備について

○国分寺市障害者等緊急入所保護事業実施規則【一部抜粋】

(趣旨)

第 1 条 この規則は、同居している家族の疾病、事故その他やむを得ない理由により緊急に保護を必要とする障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行うことができる施設に入所させること（以下「緊急入所保護」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 緊急入所保護の対象となる障害者等は、国分寺市（以下「市」という。）が援護を実施する障害者等であって次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象障害者等」という。）とする。

- (1) 同居している家族の疾病、出産、事故等により、一時的に介護がなされなくなる者
- (2) 近親者の冠婚葬祭等により、一時的に介護がなされなくなる者
- (3) その他市長が特に緊急入所保護を必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、対象障害者等としないものとする。

- (1) 伝染性又は悪性の疾患を有する者
- (2) 専門の医療機関で入院治療を受ける必要があると認められる者
- (3) その他緊急入所保護の利用が適当と認められない者